

答申第 897 号

諮問第 1576 号

件名：特定の産廃処分場跡地に埋設されている産廃物について、その排出者と内容、排出量、種類、深さ等がわかる文章のすべての不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件不開示決定は、廃棄済みである客観的根拠と証拠がなく、違法な処分であるから取り消されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 実施機関は、本件処分業者から提出された「産業廃棄物の処分実績報告書（規則報告書）及び産業廃棄物処分実績報告書（細則報告書）、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については存在したことを認めている。

(イ) 実施機関は、その保存期間を 5 年として、平成 13 年度までに提出されたもので、保存期間を平成 18 年度末で終了としたため廃棄したと述べている。

しかし、当該跡地はその稼働時から汚水処理が行われないなどの問題があり、A 社は、県から頻繁に指導を受け、再三に亘り改善勧告も受けている処分場であった。操業当時から廃棄物の適正処理がなされていないのは明らかだったのである。現に、当該処分場については、平成 13 年また 19 年以降も現在に至るまで、県は継続して周辺水路の

水質調査等を行っている。

適正処理が行われていない最終処分場は、適正処理が行われている最終処分場と同列にデータ・資料の類を廃棄してはならないはずである。

資源循環推進課では、関係書類を搜索したというが、未だ書庫のどこかに存在するのではないか。あるいは、監視業務を担当している県民事務所に存在するのではないか。昨今、国においても、廃棄したといわれていた文書が発見されることが度々あることからして、再度の搜索を求めるものである。

- (ウ) また、申立人が求めた文書は、実施機関によって上記のように特定されているが、関連する文書はまったく何もないのか、何もなかったのかについて搜索を求めるものである。
- (エ) さらに、県は、埋立処分終了届が提出されていないことから、当該地については埋立処分が終了していないことを承知している。同届が提出されず、廃止が終わっていない以上、県には当該跡地を監督する責任があることは明らかである。
- (オ) 適正処理がなされていない最終処分場に対して、管理監督する県は、監視業務を継続しつつ、何が運び込まれたのか等、最終処分場の内容を把握しておく責務がある。こうした最終処分場から有害物質が漏れ出す等の事故が生じた場合、行政代執行を含めた有効な対策を施すには、県は、廃棄物の排出者、また、何が、どれだけ運び込まれたのかについて内容を把握していなければならない。しかし、保管年限を過ぎたという理由だけで廃棄したというならば、その責務を果たしているとは到底言えない。

これは単に文書管理の問題ではなく、廃棄物と処分場の管理監督責任をまっとうできているかどうか問われるものである。

愛知県内処分場にかかる文書については、市民団体「ダイオキシン・処分場跡地問題 愛知ネットワーク」からも、軽易なものとして扱わず、問題が解決しない間は保管し続けるよう申入れがなされている。

本件最終処分場に係る関係書類を、もし、県が廃棄してしまっているとすれば、それは明らかな怠慢であり、住民、県民に対する背信行為である。県は、そのようなことをしてはならないし、する筈がない。

- (カ) 産業廃棄物の許認可権限を持つ県は、放置した最終処分場について周辺環境に影響が認められた場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定に基づき、行政代執行を行わなければならない筈である。この場合、代執行に要した費用を、産業廃棄物の排出者などに請求することとなるが、関係文書が廃棄され排出者が分からない場合、請求が不可能となる。このような事態を想定すれば、おのずと、関係文書は問題が解決するまで保存されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

A 社が埋め立てた書類が一切もう廃棄してないという、ちょっと腑に落ちない。

これは完全に適正に管理されている処分場ならばそれでいいと思うが、まだ埋め立て終了もされてないし、そういう届けも出されてない。途中でA社が愛知県から処分取消しで、それ以降もう何もされてない。

平成15年頃からもう排水処理は一切されてないという実態もある。再三にわたり、県から改善命令が出されていたが、何にもされてないというのが実態であり、それ以後今日に至るまで、県で水質検査は一応してもらっているが、それ以外は一切されてない。

そういう状態の中で、跡地の中に何が埋まっているのかというものについては内容がさっぱり分からなくて、再三再四情報開示のお願いをしたが、もう廃棄されてないという答えを受けている。

それはそれで、県の決まりで仕方ないかと思うが、私たち地元住民にとってみれば、いったい何がどのぐらい入っているんだろう、深さがどんなものだろうと、内容がさっぱり分からない。そこへ持ってきて、あそこの土地は液状化の土地である。南海トラフ等の地震がくれば、当然今の状態のままだと液状化の状態になると、ゴミがそこら中散乱する。

三河湾はあさり始め、いろんな魚介類、たくさんの物も今漁師が仕事にいそしんでおると、そういう状態のところである。

そういった中で、先ほど言ったようなことが起きると、近辺の住民は、当然ながらもそこに住めなくなる。150メートルそばに中学校がある。中学校ももう閉鎖せざるを得なくなる状態になる。三河湾に出てしまえば、当然ながら三河湾中のいろんなところまで全て影響するというのが実態である。

市とも、今の跡地をなんとか漏れないように、あるいは散乱しないようにということで、いろんな対策を議論しながらやっている。何が埋まっているのか、どこがどのぐらい何を入れたのか何にも分からない。これでは合点がいかない。

書類が全くないということは、余りにも県は無責任過ぎないかなというのが今日の一番の言いたい主眼である。

今後もこのままずっと水質検査やっていけば大丈夫だよというふうに県は言うが、事が起きてからだともう全て地区は全滅である。この状態にもしなったときに、誰が責任を取ってくれるのかということが一番の問題ではないか。再三、県の環境部とも折衝はしたが、答えは事が、何か問題が起きない限りは県は何もしません、しばらくの間、水質検査を続けます、これだけの一辺倒である。

書類はあったことは事実だということは一応県も認めているのでそれ

は分かるが、保存期間が5年ということで、もう13年度までの分は既に、平成18年度末でもう廃棄しちゃってないというような答えをいただいている。書類がどこかにないかなと再三再四出したが、捨てちゃってないという一点張りでここまできている。その辺についてどうお考えなのか、審査していただければいい。

今後、解決していく方向についても何も書類がなければ、対策のしようがない、相談のしようがないというのが実態であり、審査していただければと思っている。

埋立ては完全に処分終了していないし、県には跡地を監督する責任があることは、明白である。万が一中途半端に埋めた、覆土もまともにされてない跡地が何かあったときに、有害物質が出たとき、あるいは南海トラフ地震でゴミが散乱したときに、本当に住めなくなるのが実態ではないかなと真剣に今考えている。

県は私が聞いた限りでは業者は取消しになったと、その時点でもう県には責任がないという言い方をする。これは単なる言い逃れに過ぎない。法律が施行されている間は県に責任があるけども、法律の施行停止と同時に県には責任がないという。そんな無責任なことを言うんだったら何で許可するんだと。だから、最初から許可しなければこういう問題が起きないのに、そういう問題が起きてから取り消してから、後は県には責任がない、知らないと、こういうことを言われては、どう考えても腑に落ちない。誰も納得する人はいない。だから、その辺も考えて、何とか対策をしないとイケないということもあって、今回この書類を情報開示してくれということで出した。ただ、それについて廃棄してありませんと、何という冷たい言葉かなというようなことを今思っている。

どちらにしてもこの、まだ埋立てが完全に終了していない、あるいは水処理が完全に終了してない処分場に対しての書類が既にもう、愛知県の条例で5年間という期間で捨ててしまいました、ありませんと、到底納得できない。完全に適正処理されているものなら捨ててもらっても構わないと思うが、中途半端で何も終わってない処分場に対しての資料を一切廃棄しましたでは、納得がいかない。そういったことで、問題が解決するまで、文書というのは保存されるべきだと思うし、またそれが普通ではないか。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

開示請求の内容のうち、「昭和61年度から平成13年度まで」は、A社が設置した産業廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）への産業廃棄物の搬入が平成12年4月末で終了していることを鑑みると、産業廃

棄物を処分した年度ではなく、産業廃棄物の処分に関し文書が作成又は取得された年度を表している」と解される。

以上により、本件請求対象文書は、昭和 61 年度から平成 13 年度までの間に作成又は取得した文書のうち、A 社が本件処分場で産業廃棄物の処分をしたことに関して、排出者と内容、排出量、種類、深さ等が分かる文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア A 社が本件処分場で産業廃棄物の処分をしたことに関して、排出者と内容、排出量、種類、深さ等が分かる文書としては、次のイからエまでに掲げるものがあり得るので、それぞれの存否について述べる。

イ 産業廃棄物の処分実績報告書及び産業廃棄物処分実績報告書について

(ア) 平成 12 年厚生省令第 101 号による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 14 条第 5 項では、産業廃棄物処分業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物の種類ごとに、委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量、処分場所及び処分方法ごとの処分量等を記載した産業廃棄物の処分実績報告書（以下「規則報告書」という。）を知事に提出することとされていた。

(イ) 平成 12 年 10 月 1 日に施行された平成 12 年厚生省令第 101 号により同令による改正前の規則第 14 条第 5 項の規定は削除されたが、知事が定める規則である廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 52 年愛知県規則第 9 号）に第 2 条の 2 第 4 項（当時。現在は第 10 条第 3 項）の規定が追加され、産業廃棄物処分業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物処分実績報告書（以下「細則報告書」という。規則報告書と併せて以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならないこととなった。

細則報告書には、産業廃棄物の種類、委託者の所在地コード、処分の内容（処分場所の市町村名、処分方法、処分量等）等を記載することとなっている。

(ウ) A 社から提出された実績報告書は、愛知県環境部資源循環推進課（当時。以下「資源循環推進課」という。）（平成 4 年度以前の環境整備課及び平成 5 年度から平成 17 年度までの廃棄物対策課を含む。）において保管されていたが、その保存期間（平成 12 年度までは「保存年限」とされていた。）は 5 年であることから、最も新しい平成 13 年度に提出されたものであっても、保存期間が平成 18 年度末で終了しているため、既に廃棄されている。

なお、愛知県行政文書管理規程（平成 16 年愛知県訓令第 4 号）第

60 条第 2 項では、「行政文書の保存期間は、別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づき主務課長が定めるものとする。」とされている（平成 12 年度まで適用されていた旧愛知県文書管理規程（昭和 49 年愛知県訓令第 11 号）においても同様の規定が定められていた。）。実績報告書は知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の処分という業務の実績を報告する文書であり、愛知県行政文書管理規程別表のうち 5 年保存である「認可法人の業務の実績報告書」に類似するもの（旧愛知県文書管理規程では「その他 5 年保存を必要とするもの」に該当するもの）と考えられることから、実績報告書の保存期間を 5 年と定めたものである。

念のため、資源循環推進課において、A 社から提出された実績報告書を探索したが、存在しなかった。

ウ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度においては、現在は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 第 7 項の規定により、産業廃棄物を生ずる事業者（以下「排出事業者」という。）は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に交付することとなる産業廃棄物管理票に関する報告書を知事に提出することとされており、当該報告書については規則第 8 条の 27 及び様式第 3 号で産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「マニフェスト報告書」という。）として定められており、産業廃棄物の種類及び排出量、処分受託者の名称及び住所等を記載し、毎年 6 月 30 日までに提出することとなっている。

この規定は、平成 3 年の法改正で追加されたものであるが、当初は特別管理産業廃棄物についての規定であった。本件処分場は、特別管理産業廃棄物処理業の許可を有していないため、特別管理産業廃棄物が処分されることはなく、本件処分場に関するマニフェスト報告書が提出されることはなかった。

その後、平成 9 年の法改正により、平成 10 年 12 月から産業廃棄物管理票制度は全ての産業廃棄物に拡大されたため、平成 11 年度以降、全ての産業廃棄物の排出事業者においても、マニフェスト報告書を知事に提出することとなった。具体的には、最初の提出については平成 11 年 6 月 30 日までに平成 10 年 12 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの産業廃棄物管理票の交付等の状況について、その後は毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物管理票の交付等の状況について提出することとされた。

その後、平成 12 年の法改正により、産業廃棄物管理票制度が見直され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 12 年厚生省令第 115 号。以下「12

年改正省令」という。) 附則第 2 条で、当分の間は規則第 8 条の 27 の規定を適用しないこととされ、知事への報告書の提出の規定は適用が猶予されることとなった。

その後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 18 年環境省令第 23 号)により様式第 3 号が改められるとともに、12 年改正省令附則第 2 条の「当分の間」が「平成 20 年 4 月 1 日までは」に改められ、その後は規則第 8 条の 27 の規定が適用されることとなって、現在に至っている。

以上により、本件請求対象文書に係る期間のうち、平成 11 年度及び平成 12 年度に排出事業者から提出されたマニフェスト報告書には、処分受託者として A 社が記載された文書が存在したものと考えられる。

しかしながら、現時点におけるマニフェスト報告書の保存期間が 5 年であることから、平成 12 年度に提出されたものであっても、保存期間は平成 17 年度末で終了しているため、既に廃棄されている。

念のため、資源循環推進課において、A 社が記載されたマニフェスト報告書を探索したが、存在しなかった。

エ 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書及び最終処分場の届出台帳について

(ア) 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 4 項の規定では、産業廃棄物処理施設の設置者は当該産業廃棄物処理施設が産業廃棄物の最終処分場である場合において当該最終処分場に係る埋立処分が終了したときは、知事に届け出なければならないとされており、当該届出が提出されたときは、知事は、法第 19 条の 12 第 1 項の規定により最終処分場の届出台帳を調製することとなっている。

当該届出及び届出台帳には、埋め立てた廃棄物の種類及び量、埋立ての深さ、覆土の厚さ等を記載することとされている。

(イ) しかし、本件処分場は産業廃棄物の搬入は終了しているものの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 6 条第 1 項第 3 号で引用する同令第 3 条第 3 号ホの埋立処分を終了する場合に必要な覆土が完了しておらず、埋立処分の終了に必要な要件が満たされていないことから、産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書は提出されておらず、最終処分場の届出台帳(埋立処分終了届出書と併せて、以下「埋立処分終了届出書等」という。)の調製もしていない。

オ 本件処分場における産業廃棄物の処分に関して排出者と内容、排出量、種類、深さ等が分かる文書は、実績報告書、マニフェスト報告書及び埋立処分終了届出書等以外に、知事に提出することとされているものは存在しない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、本件処分場について「昭和61年度から平成13年度までに」、「埋設されている産業廃棄物について、その排出者と内容、排出量、種類、深さ等がわかる文章のすべて」と記載されていた。

実施機関によれば、産業廃棄物の最終処分場において処理する廃棄物の排出者、内容、排出量、種類、深さ等の実績が記載されている文書は、前記3(2)のとおり、関係法令に定められている実績報告書、マニフェスト報告書及び埋立処分終了届出書等とのことである。また、法によれば、実績報告書及びマニフェスト報告書は処理及び排出の翌年度に提出することとされているところ、実施機関によれば、本件処分場は、平成12年4月末で産業廃棄物の搬入を終了していることから、当該書類は平成13年度までに提出されているとのことである。

したがって、本件請求対象文書は、昭和61年度から平成13年度までに提出された本件処分場に係る実績報告書、マニフェスト報告書及び埋立処分終了届出書等であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件請求対象文書のうち実績報告書及びマニフェスト報告書については、平成13年度当時に適用されていた愛知県行政文書管理規程(平成13年愛知県訓令第12号)及び平成12年度以前に適用されていた愛知県文書管理規程(昭和49年愛知県訓令第11号)(以下これらの規程を「文書管理規程等」という。)に基づき保存期間(保存年限)を5年と定めているとのことである。

イ 当審査会において文書管理規程等及び資源循環推進課の保存文書目録の内容を確認したところ、本件請求対象文書のうち、実績報告書及びマニフェスト報告書については、文書管理規程等に基づき保存期間(保存年限)が5年と定められていることが認められた。保存期間(保存年限)を経過していれば、廃棄されていると考えることが相当であることから、本件請求対象文書のうち実績報告書及びマニフェスト報告書が既に廃棄済みであるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があると

まではいえない。

ウ また、産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了後に提出及び調製される埋立処分終了届出書等については、実施機関によれば、本件処分場が埋立処分を終了する場合に必要な覆土が完了しておらず、埋立処分の終了に必要な要件が満たされていないとのことである。よって、本件請求対象文書のうち埋立処分終了届書等を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

昭和 61 年度から平成 13 年度までに〇〇市〇〇町〇〇地内、A 社産廃処分場跡地に埋設されている産廃物について、その排出者と内容、排出量、種類、深さ等がわかる文章のすべて

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 9. 19	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 10. 24	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 12. 18 (第 563 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
31. 1. 18 (第 565 回審査会)	審査請求人の意見陳述
同 日	審議
31. 4. 23 (第 572 回審査会)	審議
1. 5. 31	答申